

副 本

大阪府労委 令和元年（不）第15号 スバルが丘学園事件
申立人 大阪教育合同労働組合
被申立人 学校法人スバルが丘学園

準備書面（6）



令和2年8月17日

大阪府労働委員会会長 様

上記被申立人代理人

弁 護 士 安 部 将 規



大阪府労働委員会令和元年（不）第15号スバルが丘学園事件について、
被申立人は次のとおり主張する。

第1 申立人令和2年7月21日付準備書面（7）について

申立人の上記書面による質問等については、乙32の信用性の判断の観点からして必ずしも回答が必要とは考えられない事項が多数含まれるが、念のため説明すると以下のとおりである。

1 村上雅彦氏の平成31年1月7日から同年3月31日までの役職について

事務室所属であり、特別の役職はない。

2 村上雅彦氏が本件団交申入れの事実を知った時期について

村上氏は、本団体交渉の申入れがなされたことは、直接の担当で

はなかったものの、申入れを受けて間もない時期に認識していた。

3 宮本亮氏の退職日について

平成31年3月31日である。

4 前任者との引継ぎについて

本件団体交渉申入れについては、村上氏が宮本氏の後任として担当を引き継ぐこととなったが、宮本氏の退職は突然のことであったため、資料を含め十分な引継ぎが行われたとは言えない状況であった。

5 平成31年4月1日の応対等について

正確な記憶及び記録は残っていないが、藤井事務長は事務長である宮本亮氏宛にあった申立人からの電話に対し、後任の事務長との立場で応対したものと推察される。ただし、藤井事務長は当時事情が分かっておらず、申立人から、宮本氏が担当として発送した書面があるとの話を聞き、その写しの送付を依頼したものである。

村上氏が藤井事務長から乙3号証（乙4号証の2枚目）を受領したのは、乙4号証を受領した翌日あるいは翌々日である。ただし、村上氏がそれ以前に乙3号証を確認していたかははっきりしないが、その内容は4月2日以前に把握していた。

6 村上氏が組合側の出席者の通知を求めた理由等について

被申立人は、平成31年4月10日の団体交渉実施を提案し、申立人からの回答を待っている状況であったが、同日に開催すべく準備をしていたところ、相互に信頼関係を構築して団体交渉を円滑かつ充実して行うため、相互に出席者を事前に通知することを提案し、かつ、開催日が迫っていることから、まずは被申立人側の出席者を連絡した。なお、出席者の相互通知については、申立

人からはその後も5月7日付メール（乙12）まで具体的に異論は述べられていない。

被申立人側出席者として、安部弁護士を含めたのは、被申立人において必要と考えたからである。

- 7 団体交渉出席者に弁護士を含めたことが弁護士の入れ知恵によるものであるかについて

「入れ知恵」がいかなる趣旨で回答を求めるものか不明であるが、被申立人側の出席者は、被申立人が弁護士とも相談のうえ決定した。

- 8 申立人が就業時間内団交開始にこだわったと判断した理由等について

- (1) 申立人は、団交開始時間を13時（乙1）または17時（乙6、14）と記載し、被申立人の提案についてはこれを拒絶するのみ（乙10、12）であって、被申立人からの要望に対しても連絡もしない（乙17、18）などの事情から、被申立人としては、申立人が就業時間内団交開始にこだわっていると判断した。

なお、本件における主張からは、現在も、申立人は就業時間内の団交開始にこだわっているものと思料される。

- (2) 非常勤講師の終業時刻は各人による。

- (3) 申立人は、団交場所を学校内とする理由について、乙6号証において「移動時間の節約、団交資料へのアクセスが容易となる」と記載していたが、被申立人は、●●組合員及び●●組合員の勤務場所は本校及び西キャンパス双方であること、また組合員が誰であるか乙1号証記載以外には情報を有していなかったことから、申立人が述べる理由はその趣旨を正確に理解することができず、被申立人が保管する書類に対する被申立人によるアクセスの利便

性を理由としていると判断し、必要書類は開催場所に持参する
(乙8)と回答した(乙13)。

また、被申立人提案の団交開催場所は、いずれも本校キャンパスから遠いものではなく、本校内に保管する資料が必要であればアクセスすることに大きな支障はない。

以上